

Jプロツアー運営規程

(2020年)

一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟

目次

第1章 総則.....	5
第1条（趣旨）	5
第2条（用語の定義）	5
第3条（対象とするチームおよび選手）	5
第2章 ツアー運営.....	5
第4条（JPTの管理統括）	5
第5条（運営代表者会議の設置）	5
第3章 チームライセンス.....	6
第6条（チームライセンスの交付）	6
第7条（チーム年会費の納付および各費用の免除）	6
第8条（退会または除名等）	6
第4章 チーム運営.....	7
第9条（チーム運営）	7
第10条（健全経営）	7
第11条（チーム体制）	7
第12条（チーム広報）	7
第13条（JBCF 広報）	7
第14条（チームピットゾーン）	7
第5章 競技.....	8
第1節 競技全般.....	8
第15条（JBCF 公式レース）	8
第16条（レース日程の遵守）	8
第17条（出場推薦）	8
第18条（JPT 特別指定選手）	9
第19条（参加義務）	9
第20条（ベストメンバー）	10
第21条（不正行為への関与の禁止）	10
第22条（JBCF 公式レースの主催）	10
第23条（競技規則）	10
第24条（届出義務）	10
第25条（出走資格）	11
第26条（ジャージ）	11
第27条（ゼッケン番号等）	11

第 28 条 (使用機材)	12
第 29 条 (オンボードカメラ)	12
第 2 節 ライセンスコントロール	12
第 30 条 (選手のライセンスコントロール)	12
第 31 条 (出走リストの変更・直前変更)	12
第 32 条 (チームスタッフのライセンスコントロール)	13
第 3 節 バイクチェックおよび出走サイン	13
第 33 条 (出走前検査)	13
第 34 条 (選手の服装)	13
第 35 条 (ギア比制限)	14
第 36 条 (出走サイン)	14
第 4 節 レース	14
第 37 条 (スタート)	14
第 38 条 (飲食料の補給)	15
第 39 条 (機材の補給)	15
第 40 条 (ニュートラルサポート)	15
第 41 条 (チームカー)	15
第 42 条 (失格)	16
第 5 節 レース後	16
第 43 条 (貸与物の返却)	16
第 44 条 (ペナルティ)	16
第 6 節 その他	16
第 45 条 (救護)	16
第 6 章 ポイント	17
第 46 条 (ポイント)	17
第 47 条 (ポイント表)	17
第 48 条 (チーム移籍時のポイント)	17
第 49 条 (ポイントの持ち越し)	17
第 7 章 ランキング	18
第 50 条 (年間ランキング)	18
第 8 章 表彰	18
第 51 条 (年間表彰)	18
第 52 条 (レース別表彰)	18
第 53 条 (リーダージャージの付与数)	18
第 54 条 (表彰式への参加)	19
第 9 章 選手	19

第 55 条 (誠実義務)	19
第 56 条 (履行義務)	19
第 57 条 (ドーピング禁止)	20
第 58 条 (禁止事項)	20
第 59 条 (疾病および傷害)	20
第 60 条 (プロ選手契約)	20
第 61 条 (未成年者)	21
第 62 条 (選手の肖像権について)	21
第 63 条 (契約に関する紛争解決)	21
第 10 章 加盟登録および移籍	21
第 64 条 (選手の登録)	21
第 11 章 処分・免責	21
第 65 条 (処分)	21
第 66 条 (免責)	22
附則	22

第1章 総則

第1条（趣旨）

本規程は、「一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟定款」（以下「定款」という）に基づき、JBCF の活動領域である「自転車競技力の向上」、「新しい自転車文化の創造・自転車環境整備」、「世界への挑戦」に関連する事業の推進を図ることを目的とし、Jプロツアアの運営に関して定める。

第2条（用語の定義）

本規程で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

1. JBCF：一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟
2. JCF：公益財団法人 日本自転車競技連盟
3. UCI：国際自転車競技連合
4. JPT：Jプロツアア
5. JPT2020：JPT における 2020 年シーズン
6. 年齢：各暦年中に達する年齢
7. ユース：16 歳以下の選手
8. ジュニア：17 歳および 18 歳の選手
9. アンダー-23（U23）：19 歳から 22 歳までの選手

第3条（対象とするチームおよび選手）

1. 本規程の対象チーム（以下「チーム」という）は、第2章によりチームライセンスを得た団体を指す。
2. 本規程の対象選手は、前項のチームに所属し、「JPT2020 加盟登録規程」および「JBCF2020 加盟登録規程」により加盟登録を完了した者を指す（以下「選手」という）。

第2章 ツアア運営

第4条（JPT の管理統括）

JBCF 理事長は、JBCF 定款に基づいて、JPT を管理統括する。

第5条（運営代表者会議の設置）

JBCF は、JBCF 定款および理事会が定める「代表者会議規程」に基づいて、運営代表者会議を設置する。

第3章 チームライセンス

第6条（チームライセンスの交付）

JBCF は、「J プロツアー2020 加盟規程」第2章に基づき、加盟登録の申請をした加盟候補チームを審査し、JPT2020 加盟チームを決定し、チームライセンスを交付する。

第7条（チーム年会費の納付および各費用の免除）

1. チームライセンスを取得した組織は、JBCF に対し、年会費 200 万円（以下「チーム年会費」という。消費税等別途）を納付する。チームは、チーム年会費を納付することにより、登録のためのチーム年会費、個人年会費および全レースのエントリー料（全ての出走選手分）の支払を免除される（「JBCF2020 加盟登録規程」第10条および各大会のエントリー料を参照）。
2. チームを運営する組織は、JBCF に対し、前項のチーム年会費を、2020 年2月28日までに、JBCF 指定の銀行口座に振込送金して納付する。送金手数料は、チームの負担とする。
3. 前項の期日までにチーム年会費の納付がないときは、当該チームは、完納するまで JBCF 公式レースに出走することができない。
4. JBCF に納付されたチーム年会費は、理由の如何を問わず、チームに返還されない。
5. エキシビジョンレースの出走にかかるエントリー料は、JBCF の負担とする。

第8条（退会または除名等）

1. チームは、2020 年度中に自己都合で JPT を退会することはできない。
2. JBCF は、2020 年度中であっても、以下の場合にはチームを JPT から除名または会員資格の停止をすることができる。
 - (1) 運営会社が会社更生、民事再生、会社更生の手続きの開始、破産もしくは競売の申立てを受けまたは自ら申し立てた場合
 - (2) 運営会社が社会的制裁を受けてチームが存続できないと認められた場合
 - (3) 複数の所属選手が病気や負傷によりやむを得ず競技を続けられなくなった場合
 - (4) 暴力団等の反社会的勢力との関わりが認められた場合
 - (5) 本規程の条項に著しく反する行為をおこない、JBCF からの改善指示に従わない場合
3. JBCF は、前項によりチームを除名または会員資格停止をしたときでも、当該チームに対し、以下を要求することができる。
 - (1) チーム名称の使用
 - (2) チームロゴ、選手肖像の使用

第4章 チーム運営

第9条（チーム運営）

1. チーム運営は、法人格を有する組織がおこなう。ただし、企業内にあるチームは、法人格を有する組織が運営するチームとみなす。

第10条（健全経営）

1. チームは、健全な財政状態の維持に配慮する。チームが違反したとき、JBCF は、当該チームに対し、指導または制裁を科すことがある。
2. チームは、JBCF に対し、JBCF 指定の書類を期限までに提出する。また、チームは、提出書類に虚偽の記載をしてはならない。
3. JBCF は、チームの事前同意がない限り、書類を第三者に開示しない。ただし、JBCF は、自らとチームの状況を社会告知するために、書類に内包された情報を基に作った資料を、チーム運営に支障をきたさない限りで開示することができる。

第11条（チーム体制）

チームは、レースへの参加に際して、当該レースの規定人数を満たす選手に加え、チーム代表者、専任スタッフ1名以上を帯同させる。

第12条（チーム広報）

1. チームは、当該チームのオフィシャルホームページを開設し、JPT ランキング表示やレースレポートなどの最新情報を積極的に配信する。
2. チームは、レース会場では、JBCF の承認なく広告または宣伝活動を行うことができない。
3. チームは、別途定めた「**ロゴ使用規程定**」に従い、JPT2020 の名称・ロゴおよび JBCF の名称・ロゴを使用することができる。

第13条（JBCF 広報）

チームおよび選手は、JBCF が自らのためにおこなう広報・宣伝活動に対し、原則として無償で協力する。

第14条（チームピットゾーン）

1. JBCF は、原則として、レース会場において、チームピットゾーンを準備する。
2. JBCF は、チームピットゾーンの使用について、大会開催日の直近のチームランキングを基本とし、その他の要素を総合考慮して、各チームに対するスペース割当てを決定する。

3. チームは、指定されたチームピットゾーンにチームカーおよびチームテントを置くことができる。
4. 当該チームカーは、車両の外板部をできる限りチームロゴおよびイメージロゴで露出させなければならない。ただし、JPT2020 のシーズン中は、A3 サイズ相当以上のチーム名称を、車体の前部および左右の3カ所以上に掲示した車両も可とする。
5. チームテントは、チーム名称またはチームロゴがプリントされたものを使用する。

第5章 競技

第1節 競技全般

第15条（JBCF 公式レース）

1. JPT2020 における JBCF 公式レースとは、JBCF ロードシリーズの全レースをいう。
2. 前項における対象レースのレーティングは、【プラチナ】【ゴールド】【シルバー】【ブロンズ】とする。
3. JPT2020 の JBCF 公式レースは、JBCF が公表した 2020 年3月から11月までの間に開催する。

第16条（レース日程の遵守）

1. チームは、前条により定められた JBCF 公式レースの開催日、時刻および開催地等のレース日程を遵守する。
2. JBCF は、JBCF 公式レースの開催日、時刻または開催地を変更するやむを得ない特別の事情があるときは、前項の規定にかかわらず、JBCF のホームページに掲示することにより、開催の日時または場所を変更することができる。
3. JBCF は、悪天候、地震等の天災地変または公共交通機関の不通その他 JBCF またはいずれのチームの責にも帰すべからざる事由（以下「不可抗力」という）により JBCF 公式レースが開催不能であると判断したときは、JBCF のホームページに掲示、あるいは SNS 等他の告知手段により、当該レースを中止とすることができる。この場合、JBCF は、理由の如何を問わず、年会費の全部または一部をチームに返還すること、および交通費、宿泊費等の弁償を要しない。

第17条（出場推薦）

1. JBCF は、他のレース主催団体からチーム推薦要請を受けたときは、以下のとおり推薦チームを決定し、当該主催団体に対して推薦する。
 - (1) 原則として、推薦締切日に申請準備が間に合う時間を考慮した時点でのチームランキングの上位から順に決定する。
 - (2) 推薦を受けたチームが辞退したときは、前号のチームランキングにおける次位の

チームを繰り上げで決定する。以降も同様とする。

2. 前項の当該レースへの招待および出場に関する判断は、他のレース主催団体がおこなう。推薦チームに対する判断結果の通知も同様とする。
3. 第1項の当該レースに参加する費用は、他のレース主催団体または推薦チームの負担とする。

第18条（JPT 特別指定選手）

1. 以下の条件に該当する選手は、JPT 特別指定選手として、JPT 公式レースに出場することができる。
 - (1) 大会： JPT2020 シーズン全大会
 - (2) 対象： JPT2020 加盟チームに所属していない 2020 年 JCF ロード強化指定選手(①エリート男子、②U23 男子、③ジュニア男子) と、JBCF 強化委員会が特別に認めた選手を対象とする。
 - (3) 選考： チームもしくは選手から申請のあった場合に、JBCF 強化委員会にて、申請された個々の選手に対し協議し決定する。
 - (4) 呼称： 「JPT 特別指定選手」とする。
2. JPT 特別指定選手の参加する大会は以下のように運営する。
 - (1) 費用： JPT 大会への登録にかかる費用は JBCF が負担し、その他、移動、飲食、宿泊、保険等にかかる経費の一切は、JPT 特別指定選手の負担となる
 - (2) 表彰： リザルト反映、表彰は対象とし、賞金・副賞、ポイント付与、リーダージャージは非対象とする
 - (3) 管理： 各大会での JPT 特別指定選手の管理監督者は、JBCF 強化委員会にて任命する
 - (4) 身分： ①～③のいずれかとする。①日本ナショナルチーム所属、②JBCF が特別に用意したチーム所属、③JBCF 強化委員会が特別に認めた選手は、その所属チーム選手として出走（着用ジャージについては別途指示）
 - (5) 貸与： 大会毎に JBCF が、ゼッケンプレート、計測タグを貸与し、ボディゼッケンは提供する
 - (6) 解除： JBCF 強化委員会の判断により、指定の解除を行う場合がある

第19条（参加義務）

1. チームは以下のレースの70%以上（第1号の70%以上または第2号と第3号の合計の70%以上）に参加しなければならない。
 - (1) JPT2020 全レースのうち「任意」対象レースを除く
 - (2) JBCF が認める国内および海外レース（UCI カレンダー掲載レース）
 - (3) JCF 国内ランキング対象大会

2. 前項第 2 号、第 3 号のレースと JPT2020 のレース日程が重複し参加したときは、JPT2020 のレースに参加したものとみなす。また、JCF の合宿、イベント招集等によりチームでの出走ができない状態であると JBCF が判断したときは、当該チームは前項のレースに参加したものとみなす。ただし、チームが JPT2020 のレース開催日の 2 週間前までに欠場申請をおこない、JBCF が承認した場合に限る。
3. チームは、JBCF が指定したレースおよびイベントについて、その他のレースおよびイベントに優先して所属選手を参加させる義務を負う。

第 20 条（ベストメンバー）

1. チームは、各レース直前にチーム内ランキング上位 3 選手のうち 1 名を含む最強のチーム（ベストメンバー）をもってレースに臨まなければならない。
2. リーダージャージ着用選手は、着用資格の保持期間中全てのレースにおける出走の義務を負う。やむを得ず欠場するときは、チームが JBCF に対して欠場理由を申請し、承認を得なければならない。

第 21 条（不正行為への関与の禁止）

チームおよびチームの役員、選手、コーチその他の関係者は、方法・形式のいかに拘らず、また直接、間接を問わず、レースの結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に一切関与してはならない。

第 22 条（JBCF 公式レースの主催）

JBCF 公式レースの主催および共催等については、「共催大会規程」および「認定大会規程」に定める。

第 23 条（競技規則）

公式レースは、すべて最新の JCF 競技規則、本規程および JBCF 大会特別規則に従って実施される。なお、JCF 規則に重複しない限りにおいて UCI 規則を準用することがある。

第 24 条（届出義務）

チームは、JBCF に対し、以下の事項を JBCF 所定の方法により届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも同様とする。

1. 選手
2. 監督、コーチ、ドクター、アテンダントおよびメカニック等（以下「チームスタッフ」という）

第 25 条（出走資格）

1. 選手は、公式レース出場に際し、JCF または UCI の発行した有効な競技者登録証（ライセンス）を携帯しなければならない。
2. 公式レース（ロードレース）に出走できる選手は、1 チームにつき 3 人以上 8 人以下とする。クリテリウムについては、レースごとに最大出走人数を定める。また、各大会実施要項または大会特別規則で特別な指定があるときは、その定めに従う。
3. チームの出走人数に対する日本籍選手および外国籍選手の出走可能人数は、以下の表のとおりとする。ただし、以下のいずれかに当てはまる外国籍選手は、日本籍選手とみなす。
 - (1) 日本で義務教育を終えた、または在学中であること
 - (2) 学校教育法第 1 条にあたる 高校または大学を卒業したこと
 - (3) 過去の JPT において 1 シーズンで 70%以上の出走実績が合計 5 シーズン以上ある

出走人数	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
日本籍選手	2 人	2 人	3 人	3 人	4 人	4 人
外国籍選手	1 人	2 人	2 人	3 人	3 人	4 人

第 26 条（ジャージ）

1. JBCF 公式レースにおいては、JBCF に登録したジャージを使用する。

第 27 条（ゼッケン番号等）

1. JBCF は、選手に対し、ゼッケン番号を付与する。ゼッケン番号は、シーズンを通して同じ番号とする。
2. JBCF は、選手に対し、フレームプレートに 1 人につき 1 枚貸与する。番号は、前項のゼッケン番号と同じものとする。
3. 前項のフレームプレートは、初戦時にチーム代表者に配付するため、チーム代表者が自己の責任で保管する。また、フレームプレートを改変することはできない。フレームプレートがやむを得ない事由により使用不能となったときは、当該チームがすみやかに JBCF に対して再交付を申請する。なお、JBCF は、フレームプレートを紛失したチームに対して、再交付のための製作実費を請求する。
4. 選手は、フレームプレートを装着しなければ、JBCF 公式レースに出走することができない。ただし、やむを得ない事由により装着できないときは、JBCF が承認し、かつ選手が JBCF に対してペナルティ 5 千円を支払うことで出走することを認める。
5. 選手は、フレームプレートを JBCF 指定の位置に固定しなければならない。固定には、JBCF 公認のプレートホルダーの使用を推奨する。ただし、フレームの形状により当該

プレートホルダーを使用することができないときは、JBCF に対する事前申請をおこな
い、他メーカーまたはオリジナルのプレートホルダーを使用することができる。

第 28 条（使用機材）

1. 使用機材は、UCI および JCF の規則に適合していることを要する。
2. チームは、使用バイクメーカーをチーム内で統一するように努める。
3. チームは、使用ヘルメットメーカーをチーム内で統一するように努める。

第 29 条（オンボードカメラ）

1. チームは、JBCF に対し、レース毎に JBCF 所定の申請書を当該レース開催日の 1 週間
前までに提出し、かつ JBCF の承認を得ることで、オンボードカメラを使用することが
できる。
2. 選手は、前項によりオンボードカメラの使用を認められたときであっても、審判員が
危険と判断した場合は、オンボードカメラを外さなければならない。
3. オンボードカメラの使用により他の選手、スタッフまたは観覧者等と紛争が生じたと
きは、当該選手の所属チームですみやかに解決しなければならない。
4. チームは、第 1 項によりオンボードカメラの使用を認められたときであっても、撮影
した映像を JBCF の事前承認なく営利目的で使用することはできない。

第 2 節 ライセンスコントロール

第 30 条（選手のライセンスコントロール）

1. 選手は、レースに参加するため、JCF または UCI の競技者ライセンスを取得しなけれ
ばならない。
2. チームは、レース会場のライセンスコントロールにて、国際ライセンスまたは JCF が
発行する競技者ライセンスを提示しなければならない。ただし、以下のいずれかの場
合、選手はレースに出走することができる。
 - (1) 都道府県車連の受領印がある申請書の控えを提示した場合
 - (2) 自転車運転免許証などの写真入りカード式 ID による本人確認が可能であり、か
つ JBCF に対してレースエントリー料と同額の罰金を支払った場合
 - (3) JCF の競技者ライセンスを申請済みであることの証明書を提示した場合
3. JBCF は、ライセンスが確認できた選手に対して、計測タグおよびボディゼッケンを貸
与する。

第 31 条（出走リストの変更・直前変更）

1. チームは、JBCF に対し、出走リスト記載の選手を変更するときは、レース開催日の 5
日前までに JBCF 所定の方式で届け出る。

2. 前項の時点以降の選手の変更は認められない。ただし、やむを得ない事由があるときは、ライセンスコントロール終了時までには JBCF 指定の用紙で申請し、JBCF の承認を得たときは、選手を変更することができる。
3. 前項により選手を変更するときは、事前にエントリーした選手の数を超えることはできない。

第 32 条（チームスタッフのライセンスコントロール）

1. チームスタッフのうち、補給ゾーンに立ち入る者、ロードレースの車両を運転する者、マネージャーミーティングに出席する者は、レース会場のライセンスコントロールにて、以下のいずれかを提示しなければならない。
 - (1) JCF 公認チームアテンダント登録証
 - (2) 日本スポーツ協会自転車競技公認各級コーチ、同公認自転車競技各級指導員、UCI の認めるコーチ有資格者証
2. チームアテンダントがライセンスコントロールを通らないチームは、レースで選手を出走させることができない。
3. チームスタッフは、ライセンスコントロールにて、外部搬送など緊急時に必要な連絡先を記入する。
4. ライセンスが確認されたチームスタッフのうち最低 1 名のチームアテンダントは、マネージャーミーティングに参加しなければならない。

第 3 節 バイクチェックおよび出走サイン

第 33 条（出走前検査）

選手は、レース開始前に、使用機材、服装および装備に関して審判員の検査を受けなければならない。

第 34 条（選手の服装）

選手の服装は、以下のとおりとする。

1. JCF 規則に準拠し、「JCF 公認」が表示されたヘルメットを着用する。ただし、破損または損傷が認められるヘルメットは使用できない。
2. アームウォーマーを着用することができる（JBCF の事前承認は不要）。
3. レッグウォーマーは、マネージャーミーティングまたはコミュニケで許可されたときのみ着用することができる。ただし、治療または予防の目的で着用を希望する選手は、マネージャーミーティングまでにチーフコミッセールまたはレースディレクターの許可を得たときは、着用することができる。
4. レーサーパンツは、膝が見える長さのものを着用する。
5. ソックスは、膝とくるぶしとの中間より上を覆わない長さのものを着用する。

6. レース結果に影響を与えるような付加的な衣類または物を着用することはできない。
7. レース中は、ジャージの表示やゼッケンが隠れるような衣類を着用することはできない。
8. ナショナルチャンピオンジャージの着用は、選手の義務とする。なお、JBCF ロードシリーズの各リーダージャージ着用の権利と重複したときは、以下のとおりとする。
 - (1) レース中は、ナショナルチャンピオンジャージの着用を優先する。
 - (2) 表彰式では、JBCF ロードレースジャージの着用を優先する。
9. タイムトライアルレースでは、各チームのジャージを着用することができる。

第 35 条 (ギア比制限)

1. ジュニアおよびユースの選手のギア比制限は、JCF 規則に準ずる。この場合、選手は、別紙 1【ジュニアギア比制限の解説】を参照しなければならない。
2. JCF 規則で使用ギア比制限を課せられた年齢の選手が入賞したときは、審判員は、レース後の当該入賞者に対し、ギア比の検査をおこなう。
3. 選手は、レース後すみやかにフィニッシュ地点に戻り、審判員の誘導に従う。

第 36 条 (出走サイン)

1. 公式レースに出走する選手は、定められた時間内に JBCF が用意したサインシートに署名する。
2. 前項のサインシートに署名するときは、機材（自転車の寸法、重量等）、服装および装備（ヘルメット、ウェア、ボディゼッケン、計測タグ等）の検査をおこなうため、出走できる状態で臨まなければならない。
3. 第 1 項の署名をせずにスタートした場合は**所定のペナルティを科す**。

第 4 節 レース

第 37 条 (スタート)

1. 選手に対するスタート時の紹介およびスタート位置は、以下のとおりとする。なお、シーズン初戦は、前年度の最終結果を適用する。
 - (1) プロリーダージャージ着用選手：選手紹介、インタビュー、最前列からのスタート
 - (2) 個人ランキング 2～10 位：選手紹介、第 2 列からのスタート
 - (3) ネクストリーダージャージ着用選手：選手紹介、第 1 列からのスタート
 - (4) チームランキング 1 位チーム所属選手：チーム紹介、第 3 列からのスタート
 - (5) ホームレースとなるチーム所属選手：チーム紹介、第 4 列からのスタート（ただし、前号に該当する場合はこのかぎりではない）
2. パレードスタートをおこなうときは、マネージャーミーティングで実施内容を通達す

る。

第 38 条（飲食料の補給）

1. チームスタッフのうち補給ゾーンに立ち入る者（以下「補給員」という）は、補給に必要な最低限の物のみ携帯することができる。
2. 補給員は、所属するチームのジャージを着用する。ただし、他チームとの識別可能であるときは、チームのポロシャツ等を着用することができる。
3. 補給員の数は、レースごとの出走選手数により、以下のとおり制限される。
 - (1) 出走選手が 4 名以下：補給員は 1 名
 - (2) 出走選手が 5 名以上：補給員は 2 名
4. 補給員は、補給をおこなうときは、JBCF から貸与されたスタッフ証を常に携行する。
5. 補給員は、移動しながら補給をすることはできない。
6. 選手は、グリーンゾーン（廃棄域）でのみゴミを処分することができる。ただし、ゴミを投げ捨てることは禁止する。
7. 本条に違反したときは、ペナルティの対象となる。

第 39 条（機材の補給）

1. 機材の補給は、大会特別規則において規定する。
2. チームスタッフのうち機材の補給・修理をおこなう者（以下「メカニック」という）は、原則として、チームカーに乗車した状態で機材の補給をすることはできない。この場合、メカニックは、チームカーから降車して、路肩で補給・修理をおこなう。
3. 選手は、レース中に同チームの他の選手またはチームから提供された自転車本体に交換したときは、すみやかに最寄りの審判員に申告する。また、レース終了後に自ら申告し、バイクチェックを受けなければならない。

第 40 条（ニュートラルサポート）

1. ロードレースにおけるニュートラルサポートは運用する
2. ヒルクライムレースにおけるニュートラルサポートは、レースごとに安全の確保が確認できた場合のみ運用することがある。運用するかの判断は、大会実施要項または大会特別規則で発表する。

第 41 条（チームカー）

レース車列に加わるチームカーは、UCI の規定に定める車体を使用しなければならない。

第 42 条 (失格)

1. 周回コースのレースにおいて周回遅れになった選手は、そのレースについて失格となる。
2. 先頭選手からのタイム差などの理由で、コース上において、関門または移動審判もしくはコミッセルパネルから指示を受けた審判員から通告されたときも、前項と同様、失格とする。

第 5 節 レース後

第 43 条 (貸与物の返却)

1. 選手は、JBCF に対し、競技終了後すみやかに、以下の貸与物を返却する。
 - (1) 計測タグ
2. 前項の貸与物を返却しなかったチームは、すみやかに JBCF に対してメール連絡 (race@jbcf.or.jp) のうえ、返却方法の指示に従う。貸与物を紛失した選手は、JBCF に対し、実費 5 千円を支払う。

第 44 条 (ペナルティ)

1. レースで発生した全てのペナルティは、リザルトに記載し、掲示する。
2. 前項のペナルティとして罰金を科された選手が所属するチームの代表者は、JBCF に対し、罰金を大会受付にて支払わなければならない。この支払が完了しないかぎり、当該選手は次回以降のレースに出走することができない。
3. 選手およびチームは、JBCF に対し、前二項に対する異議申立をおこなうことはできない。

第 6 節 その他

第 45 条 (救護)

1. 選手は、レースの参加に際して、健康保険証を持参しなければならない。
2. 選手は、ゼッケンの裏に、氏名 (自筆、署名)、緊急連絡先 (本人以外)、配慮を希望する事項 (アレルギー、使用できない薬など) を記入する。
3. JBCF は、レース中における負傷の応急処置をおこなう。ただし、以後の処置は選手またはチームの責任でおこなう。
4. チームは、レースおよびチームのトレーニングにおいて自動対外式除細動器 (AED) を常備するよう努める。

第6章 ポイント

第46条 (ポイント)

JPT2020 のポイントは、以下のとおりとする。

1. 個人ポイント
 - (1) 個人ポイントは、各レースの順位により与える。
 - (2) 各順位におけるポイントは、次条のポイント表にしたがう。
2. チームポイント
 - (1) チームポイントは、レースレイティング【プラチナ】【ゴールド】【シルバー】【ブロンズ】に3名以上の選手が出走したチームに対してのみ与える。
 - (2) チームポイントは、各レースにおけるチーム内上位3名の個人ポイントの合計とする。
3. 中間スプリントポイント
 - (1) ロードレースにおいては、周回コースのレース中に対象周回のフィニッシュラインを1位で通過した選手に対し、中間スプリントポイントを設定し、優勝ポイントに指定割合を乗じたポイントを付与する。ただし、完走しなかった選手に対しては付与しない。
 - (2) 前号の中間スプリントポイントは、第1項の個人ポイントに加算する。

第47条 (ポイント表)

別紙2【JBCF 2020 ロードレース ポイント表】および別紙3【JBCF2020 トラックレース ポイント表】のとおりにする。

第48条 (チーム移籍時のポイント)

シーズン中に選手が移籍したときの移籍前に獲得したポイントは、以下のとおり処理する。

1. 個人ポイント : 対象選手が保持し、消滅しない。
2. チームポイント : 移籍元チームに残る。

第49条 (ポイントの持ち越し)

当シーズン中に獲得したポイントは、翌シーズンには持ち越すことができない。

第7章 ランキング

第50条（年間ランキング）

1. 個人年間ランキング
 - (1) JPT2020における個人ポイントの年間累計で決定する。
2. 新人賞（U23）
 - (1) UCI年齢で23歳未満の選手のうち、個人ポイントの年間累計で決定する。
3. チーム年間総合ランキング
 - (1) JPT2020におけるチームポイントの年間累計で決定する。
4. 前三項の各総合1位が同ポイントになったときは、以下の順で判断する。
 - (1) 総合1位が同ポイントのときは、優勝回数の多い選手・チームを1位とする。
 - (2) 更に優勝回数が同数のときは、当該ポイントに達した最後の選手・チームを1位とする。

第8章 表彰

第51条（年間表彰）

JPT2020における年間表彰は、以下を対象として賞金および副賞を授与する。

1. 個人年間総合1位～3位
2. 個人年間新人賞（U23）1位～3位
3. チーム年間総合1位～3位

第52条（レース別表彰）

1. JPT2020の各レースにおいて、個人総合1位および新人賞総合1位の選手には、以下のとおりリーダージャージを授与する。
 - (1) 個人総合1位：プロリーダージャージ
 - (2) 新人賞総合1位：ネクストリーダージャージ
2. 選手が前項の各賞を複数獲得したときは、以下の順で優先着用とする。
 - (1) プロリーダージャージ
 - (2) ネクストリーダージャージ
3. 第1項のジャージを授与された選手は、JBCF公式レース出走時に当該ジャージ着用の権利と義務を負う。ただし、タイムトライアルおよびクリテリウムでワンピースタイプのジャージ着用を希望する選手は、チームジャージで出走することができる。

第53条（リーダージャージの付与数）

前条のリーダージャージは、1名の選手に対して、1シーズン2枚のみの付与とする。

ただし、やむを得ない事由により追加が必要になったときは、JBCF の判断により追加で付与する。

第 54 条（表彰式への参加）

1. 表彰を受ける選手は、レース終了後におこなわれる表彰式に参加する。この場合、選手は公式な服装（チームジャージ）で参加する。
2. 前項の表彰式に無断で参加しなかった選手には、以下の処分が科される。ただし、やむを得ない事由を**事前に申告し**、レースディレクターの承認を得たときは、この限りではない。
 - (1) 当該選手の着順を空位とし、個人ポイントおよび所属チームのチームポイントを無効とする。
 - (2) 当該選手への賞金および副賞を無効として没収する。
 - (3) 当該選手に 2 万円の罰金を科す。
 - (4) 所属チームに 2 万円の罰金を科す。ただし、該当選手が複数の場合も一律に 2 万円とする。

第9章 選手

第 55 条（誠実義務）

1. 選手は、JBCF の定款および本規約ならびにこれらに付随する諸規程を遵守するとともにチームの諸規則を遵守し、チームとの間に締結した契約を誠実に履行する。
2. 選手は、自己の能力を最大限に発揮するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努める。
3. 選手は、トップカテゴリーの J プロツアーの選手であることを常に意識し、法令および公共のマナーを遵守するだけでなく、スポーツマンとしての言動（SNS 等のインターネット上の言動を含む）に注意する。

第 56 条（履行義務）

選手は、以下の各事項を履行する義務を負う。

1. チームの指定するすべてのレースへの出場
2. チームの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
3. JBCF またはチームの指定するミーティング、レースの準備に必要な行事への参加
4. チームより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
5. JBCF またはチームの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加
6. JBCF またはチームの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加

7. ドーピング検査の受検
8. JBCF が指定する薬物検査の受検

第 57 条（ドーピング禁止）

1. 選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止する。
2. 選手は、ドーピング検査の対象として指名されたときは、これを拒否することはできない。
3. 選手およびチームは、ドーピングに関する最新情報を常に入手するよう努める。
4. JBCF の公式レースにおけるドーピング検査については、JCF の定めにしたがう。
5. JBCF 以外の公式レース（UCI レースまたは JCF レース）におけるドーピング検査で陽性反応が検出された選手は、UCI または JCF で定める出場停止期間中は JBCF の公式レースで出走することはできない。

第 58 条（禁止事項）

選手は、以下の各行為をおこなってはならない。

1. チームまたは JBCF の内部の者のみ知りうる守秘すべき事項を部外者に開示すること
2. レースに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用等）を部外者に開示すること
3. チームおよび JBCF の事前の承認を得ていない広告宣伝・広報活動に参加もしくは関与すること
4. チームとの契約の履行の妨げとなる内容の第三者と契約を締結すること
5. チームの事前の承認を得ずに、第三者の主催するレースまたはその他のスポーツの試合に参加すること
6. レースの結果に影響を与える不正行為に関与すること
7. 刑罰法規（賭博・暴行・窃盗・脱税・交通事故など）に抵触すること
8. 暴力団等の反社会的勢力と関わりを有すること
9. その他チームまたは JBCF にとって不利益となる行為をおこなうこと

第 59 条（疾病および傷害）

選手は、疾病または傷害に際してはすみやかにチームに通知し、チームの指示に従わなければならない。

第 60 条（プロ選手契約）

チームとプロ選手契約を締結した選手の移籍に関する権利および義務は、すべて当該チームに帰属する。

第 61 条（未成年者）

1. 選手がチームとの契約締結時に未成年であるときは、契約の締結について法定代理人の同意を得る。
2. 選手が JCF の競技者ライセンス申請時に未成年であるときは、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書を JCF に提出する。

第 62 条（選手の肖像権について）

1. 選手は、選手契約の期間中であるか否かを問わず、選手の肖像、映像、氏名等（以下「選手の肖像等」という）が報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する選手の肖像等につき何ら権利を有しない。
2. 選手は、JBCF またはチームから指名を受けた場合、チーム、JBCF の広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に原則として無償で協力する。
3. 選手は、以下の各号について事前にチームの承諾を得る。
 - (1) テレビ・ラジオ番組およびインターネット等を通じて配信される番組等への出演
 - (2) イベントへの出演
 - (3) 新聞・雑誌取材への応諾
 - (4) 第三者の広告宣伝等への関与
4. 前項の出演または関与に際しての対価の分配は、チームと選手が協議して定める。

第 63 条（契約に関する紛争解決）

チームと選手との間の契約の解釈または履行に関し、チームと選手との間に紛争が生じたときは、チームおよび選手が、その都度、誠意をもって協議のうえ解決するよう努める。JBCF は、当該紛争に一切関与しない。

第10章 加盟登録および移籍

第 64 条（選手の登録）

選手の登録および移籍に関しては、「JBCF2020 加盟登録規程」に定める。

第11章 処分・免責

第 65 条（処分）

本規程に違反したチームには、以下の処分が科される。

1. **2020** シーズン累積 1 回目の違反：注意
2. **2020** シーズン累積 2 回目の違反：警告
3. **2020** シーズン累積 3 回目の違反：次のレースの出走禁止

第 66 条（免責）

1. JBCF は、本規程に関して、チーム、選手または第三者が損害を被ったときといえども、予見可能性の有無に拘らず、一切の責任を負わない。ただし、JBCF に故意または重過失がある場合は、この限りではない。
2. 前項本文により JBCF が損害賠償責任を負うときは、チームが JBCF に対して支払った金額を上限とする。

附則

この規程は、2020 年 1 月 1 日から実施する。